

千葉市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年4月28日

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第22号

千葉市国民健康保険条例の一部を改正する条例

千葉市国民健康保険条例（昭和61年千葉市条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則に次の5項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

- 18 給与等（所得税法第28条第1項に規定する俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症への感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日からその労務に服することができない期間のうち労務に服することを予定していた日について、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、傷病手当金を支給する。
- 19 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月の前月を含む直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する額（その額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級のうちの最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円

未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する額(その額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。)が、この項本文の規定により算定された額を下回るときは、当該下回る額とする。

20 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等の調整)

21 附則第18項の期間において、給与等の全部又は一部の支払を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その一部の支払を受けることができる給与等の額が、附則第19項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

22 附則第18項及び前項ただし書の規定にかかわらず、傷病手当金の支給は、附則第18項の期間において、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者医療確保法の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

#### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の附則第18項から第22項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。